

令和5年12月19日開催

## 厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画の策定について

上越市第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画 （案）の概要について	.....	1～5
上越市第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画 （案）	.....	別冊

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
提 出 課	高齢者支援課

## 第 9 期介護保険事業計画・第 10 期高齢者福祉計画（案）の概要について

### 1 計画の概要

#### (1) 計画改定の趣旨・目的

当市においては、全国よりも早く高齢化が進行しており、市町村合併した平成 17 年に 23.7%だった高齢化率は、令和 5 年 10 月 1 日現在で 33.7%と大きく上昇し、今後、高齢者人口がピークを迎える令和 7 年には高齢化率は 34.5%に達し、更にその先も、年少人口と生産年齢人口の減少に伴い、相対的に高齢化率は上昇を続けるものと推計している。

このような中で、第 9 期介護保険事業計画・第 10 期高齢者福祉計画では、上越市第 7 次総合計画に掲げる「支え合い、生き生きと暮らせるまちづくり」の実現に向け、計画期間中に展開していく各種施策を設定し、基本理念『誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現』を目指す。

#### (2) 計画の位置付け

##### ① 介護保険事業計画

介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として、介護保険事業が円滑に行われるよう、介護保険サービスの見込量と提供体制の確保、事業実施について計画を定めるもの

##### ② 高齢者福祉計画

老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村高齢者福祉計画」として、地域における高齢者を対象とした福祉サービス全般の供給体制の確保に関することなどを定め、介護保険事業計画と一体として策定するもの

※計画の策定に当たっては、「上越市第 7 次総合計画」や「上越市第 3 次地域福祉計画」その他各種計画等との整合を図るものとする。

#### (3) 計画の期間

計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とする。

### 2 計画の基本理念と目標

#### (1) 計画の基本理念

##### 【基本理念】

誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現

#### (2) 計画の目標

▼基本 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりを推進します  
目標 1 す

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を継続できるよう、高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防に取り組むとともに、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となり、地域全体で高齢者等を見守る環境づくりを推進します。

高齢者が地域において自立した生活を維持できるよう、地域包括支援センター等の対応力の向上を図るとともに、認知症の人やその家族を支援する環境づくりを推進するとともに、高齢者の権利を守る成年後見制度の適切な活用や、虐待の早期発見、相談など、高齢者の暮らしを守る取組を推進します。

▼基本 利用者の自立を支え、介護する家族等を支援する介護保険サービスの充実を  
目標 2 図ります

介護が必要な人が自立した日常生活を営むことができるよう、質の高い介護保険サービスの安定的な提供体制を確保します。

多様な職種の連携を強化し、医療・介護・福祉・生活支援等の一体的・継続的な提供体制づくりを推進します。

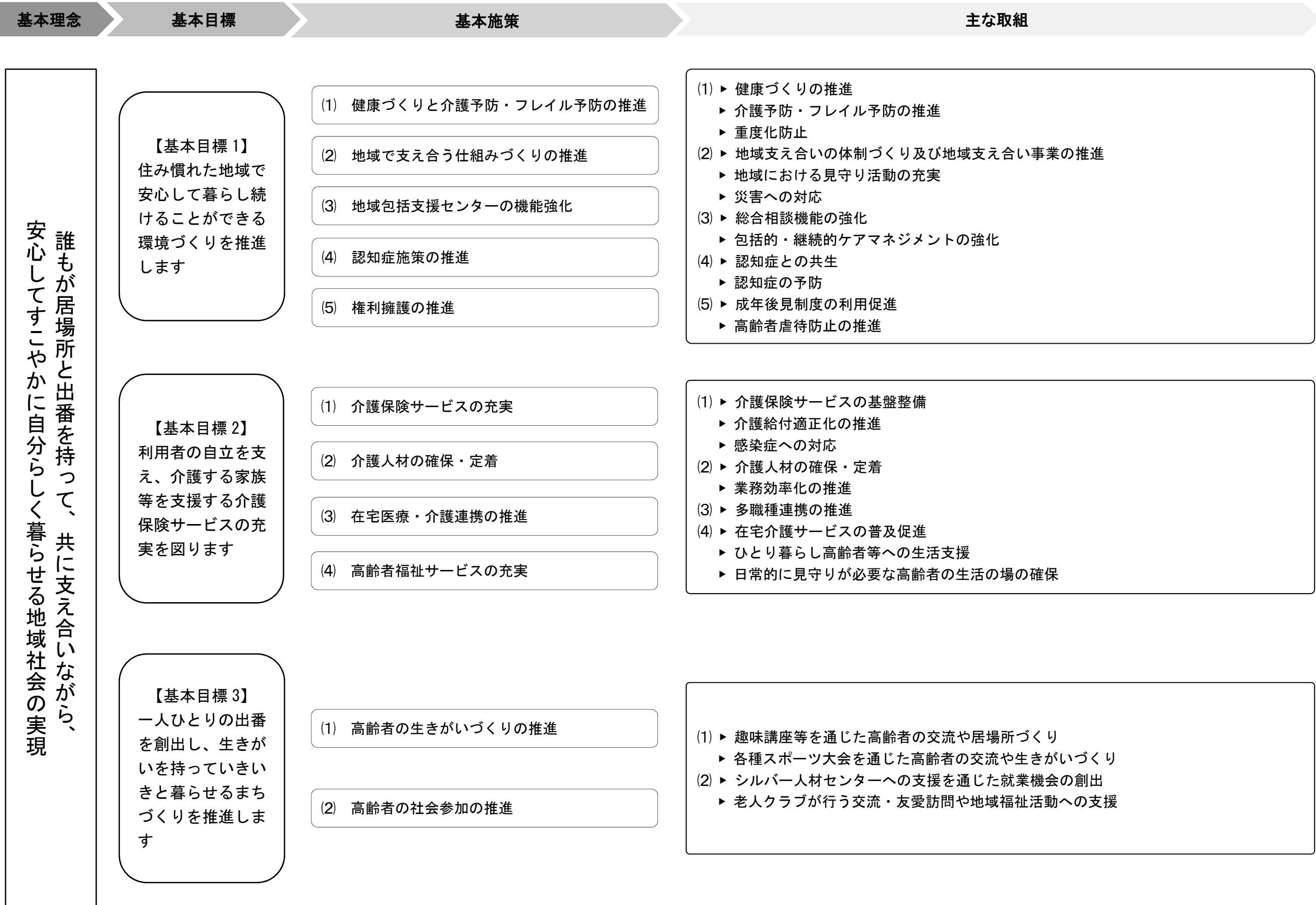
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

▼基本 一人ひとりの出番を創出し、生きがいを持っていきいきと暮らせるまちづくりを  
目標 3 推進します

高齢者のニーズを踏まえて積極的な社会参加や交流の場づくりを推進し、地域における一人ひとりの出番の創出を支援します。

高齢者が楽しく、生きがいを持って活躍し、その知識や経験が次世代に還元されるよう、活力ある地域づくりにつながる取組を推進します。

### 3 施策の方向性



## 第9期における介護保険料の設定（案）について

### 【国の方針（案）】

制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で次の見直し例が示されている。

なお、具体的な結論は年末までに得るとされている。

- ・標準段階数を現行の9段階から13段階とする。
- ・第1～3段階の負担割合を引き下げ、第9段階以上の負担割合を引き上げる。

### 【市のこれまでの方針】

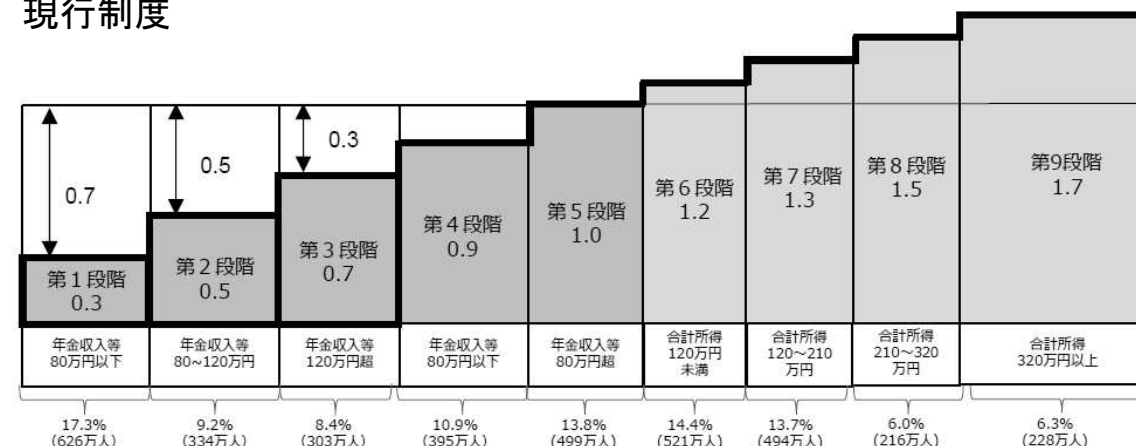
- ・第1～3段階の負担軽減を図るため、国が定めた軽減幅の最大値を適用する。
- ・負担能力に応じた負担の観点から、所得段階の多段階化を実施している。

### 【第9期における当市の介護保険料の段階と負担割合（案）】

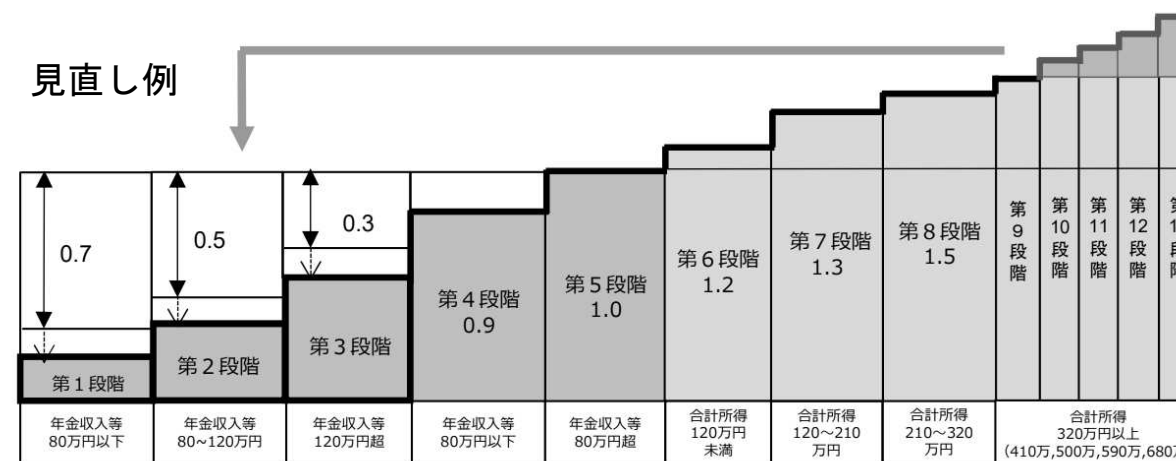
- ・第1～3段階の負担割合の継続  
国の方針を踏まえつつ、県内でも最低の負担割合である第1～3段階の負担割合を継続する。
- ・第4段階の負担割合の軽減  
現状の0.92から、国の負担割合と同率の0.90とする。
- ・更なる多段階化  
国の方針と負担能力に応じた負担の観点から、所得段階を現行の15段階から17段階にする。
- ・第7段階以降の負担割合の考え方  
当市の市民税課税者の平均年金収入を超える新第8段階から負担割合を引き上げる。  
負担割合の設定方法については、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の所得に占める割合を参考とする。

### 【国の見直し例】

#### 現行制度



#### 見直し例



#### 第1段階～第3段階の乗率の例

①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69

#### 第9段階以上の乗率の例

A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6

介護保険料及び他の社会保険料の所得に占める割合等の状況

所得段階	所得段階の要件		想定される被保険者のイメージ	参考所得値①	介護保険料				後期高齢者医療保険料		国民健康保険税		50歳（協会けんぽ）社会保険料明細（年額）				
					見込人数	負担割合	保険料A（年額）	A/①	保険料B（年額）	B/①	保険料C（年額）	C/①	医療	介護	年金	合計D	D/①
第1段階	本人非課税世帯非課税	生活保護者及び老齢福祉年金受給者または課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計額が80万円以下	・生活保護者 ・老齢基礎年金のみを受給している高齢者のみ世帯 ・遺族年金、障害年金受給者	10万円	6,679人	0.20	16,100円	16.1%	12,100円	12.1%	16,800円	16.8%	32,468円	6,334円	70,224円	109,026円	109.0%
第2段階		課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	・老齢厚生年金も受給しているが、加入期間が短く年金収入が120万円以下の高齢者のみ世帯	24万円	4,624人	0.26	20,900円	8.71%	12,100円	5.0%	16,800円	7.0%	38,066円	7,426円	70,224円	115,716円	48.2%
第3段階		課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える人	・老齢厚生年金も受給している高齢者のみ世帯（一人暮らし：世帯主の年金収入150万円程度、夫婦：世帯主の年金収入200万円程度）	38万円	4,697人	0.51	41,000円	10.8%	12,100円	3.2%	16,800円	4.4%	43,664円	8,518円	70,224円	122,406円	32.2%
第4段階	本人非課税世帯課税	課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人	・同居家族が課税されている老齢基礎年金のみを受給している方	10万円	7,890人	0.92	73,800円	73.8%	12,100円	12.1%	16,800円	16.8%	32,468円	6,334円	70,224円	109,026円	109.0%
第5段階（基準額）		課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える人	・同居家族が課税されている老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給している方	24万円	12,808人	1.00	80,200円	33.4%	12,100円	5.0%	16,800円	7.0%	38,066円	7,426円	70,224円	115,716円	48.2%
第6段階	本人課税	合計所得金額が50万円未満の人	・年金収入のみで、収入150万～170万円	50万円	2,618人	1.15	92,300円	18.5%	25,600円	5.1%	35,000円	7.0%	49,262円	9,610円	70,224円	129,096円	25.8%
第7段階		合計所得金額が50万円以上125万円未満の人	・年金収入のみで、収入170万～245万円 <u>（当市年金課税者の平均年金収入約190万円）</u>	87.5万円	9,762人	1.20	96,300円	11.0%	67,200円	7.7%	89,000円	10.2%	66,056円	12,886円	94,164円	173,106円	19.8%
第8段階		合計所得金額が125万円以上160万円未満の人	・年金収入のみで、収入245万～280万円	142.5万円	3,819人	1.34	107,500円	<b>ア</b> 7.5%	118,400円	<b>イ</b> 8.3%	154,900円	<b>ウ</b> 10.9%	100,764円	19,656円	143,640円	264,060円	18.5%
第9段階		合計所得金額が160万円以上200万円未満の人	・年金収入のみで、収入280万～320万円 <u>（国が示す一定以上所得者の年金収入280万円）</u>	180万円	2,819人	1.35	108,300円	<b>6.0%</b>	147,800円	<b>8.2%</b>	192,100円	<b>10.7%</b>	123,156円	24,024円	175,560円	322,740円	17.9%
第10段階		合計所得金額が200万円以上250万円未満の人	・年金収入のみで、収入320万円～370万円 ・年金に加え、他の所得（給与、営業、不動産等）があると見込まれる。 <u>（国が示す現役並み所得者の年金収入340万円）</u>	225万円	1,826人	1.65	132,400円	<b>5.9%</b>	183,000円	<b>8.1%</b>	236,800円	<b>10.5%</b>	156,744円	30,576円	223,440円	410,760円	18.3%
第11段階		合計所得金額が250万円以上350万円未満の人	・年金収入のみで、収入370万円～490万円 ・年金に加え、他の所得（給与、営業、不動産等）があると見込まれる。	300万円	1,869人	1.95	156,400円	<b>5.2%</b>	241,800円	<b>8.1%</b>	311,300円	<b>10.4%</b>	201,528円	39,312円	287,280円	528,120円	17.6%
第12段階		合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	・年金に加え、他の所得（給与、営業、不動産等）があると見込まれる。 ・給与のみで、500万円～680万円	425万円	1,040人	2.25	180,500円	<b>4.2%</b>	339,800円	<b>8.0%</b>	435,400円	<b>10.2%</b>	263,106円	51,324円	375,060円	689,490円	16.2%
第13段階		合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	・年金に加え、他の所得（給与、営業、不動産等）があると見込まれる。 ・給与のみで、680万円～900万円	600万円	413人	2.60	208,600円	<b>3.5%</b>	477,000円	<b>8.0%</b>	609,200円	<b>10.2%</b>	363,870円	70,980円	518,700円	953,550円	15.9%
第14段階		合計所得金額が700万円以上900万円未満の人	・年金に加え、他の所得（給与、営業、不動産等）があると見込まれる。 ・給与のみで、500万円～1,100万円	800万円	188人	2.70	216,600円	<b>2.7%</b>	633,800円	<b>7.9%</b>	807,800円	<b>10.1%</b>	464,634円	90,636円	518,700円	1,073,970円	13.4%
第15段階		市民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	・年金に加え、他の所得（給与、営業、不動産等）があると見込まれる。 ・給与のみで、1,100万円以上	1,500万円	407人	2.80	224,600円	<b>1.5%</b>	660,000円	<b>4.4%</b>	870,000円	<b>5.8%</b>	778,122円	151,788円	518,700円	1,448,610円	9.7%

※75歳独居世帯

※65歳独居世帯

※以下の料率で算定し、事業所の1/2負担控除後の金額  
・医療：9.33% ・介護：1.82% ・年金：13.30%

第9期介護保険事業計画の保険料及び保険料率（案）

※第9期の保険料及び保険料率（案）は現時点における試算であり、今後、以下の未反映要素などを反映させることにより変動します。

- ・令和6年度介護報酬改定（令和5年12月に国から通知予定）
- ・財政調整基金取崩額（介護報酬改定の状況により取崩額を決定予定）

第8期				第9期（案）				<参考>
段階	所得段階の要件		負担割合	段階	所得段階の要件		負担割合	負担割合
			(保険料月額)				見込人数	(保険料月額)
								【第8期との差】
第1段階	本人非課税 世帯非課税	生活保護者及び老齢福祉年金受給者または課税年金収入等が80万円以下の人	0.20 (1,341円)	第1段階	生活保護者及び老齢福祉年金受給者または課税年金収入等が80万円以下の人	6,730人	0.20 (1,291円) 【△50円】	0.20 (1,358円) 【17円】
第2段階		課税年金収入等が80万円超120万円以下	0.26 (1,741円)	第2段階	課税年金収入等が80万円超120万円以下	4,659人	0.26 (1,675円) 【△66円】	0.26 (1,766円) 【25円】
第3段階		課税年金収入等が120万円を超える人	0.51 (3,416円)	第3段階	課税年金収入等が120万円を超える人	4,733人	0.51 (3,291円) 【△125円】	0.51 (3,466円) 【50円】
第4段階	本人非課税 世帯課税	課税年金収入額等が80万円以下の人	0.92 (6,150円)	第4段階	課税年金収入額等が80万円以下の人	7,950人	0.90 (5,800円) 【△350円】	0.92 (6,241円) 【91円】
第5段階 (基準額)		課税年金収入等が80万円を超える人	1.00 (6,683円)	第5段階 (基準額)	課税年金収入等が80万円を超える人	12,904人	1.00 (6,441円) 【△242円】	1.00 (6,783円) 【100円】
第6段階	本人課税	市民税合計所得金額が50万円未満の人	1.15 (7,691円)	第6段階	合計所得金額が50万円未満の人	2,637人	1.15 (7,408円) 【△283円】	1.15 (7,808円) 【117円】
第7段階		合計所得金額が50万円以上125万円未満の人	1.20 (8,025円)	第7段階	合計所得金額が50万円以上90万円未満の人 (当市年金課税者の平均所得額約70万円)	4,917人	1.20 (7,733円) 【△292円】	1.20 (8,141円) 【116円】
第8段階		合計所得金額が125万円以上160万円未満の人	1.34 (8,958円)	新第8段階	合計所得金額が90万円以上125万円未満の人	4,919人	1.30 (8,375円) 【350円】	1.34 (9,091円) 【133円】
第9段階		合計所得金額が160万円以上200万円未満の人	1.35 (9,025円)	新第9段階	合計所得金額が125万円以上160万円未満の人	3,848人	1.45 (9,341円) 【383円】	1.35 (9,158円) 【133円】
第10段階		合計所得金額が200万円以上250万円未満の人	1.65 (11,033円)	新第10段階	合計所得金額が160万円以上200万円未満の人 (国が示す一定以上所得者の年金所得額160万円)	2,840人	1.55 (9,991円) 【966円】	1.65 (11,200円) 【167円】
第11段階		合計所得金額が250万円以上350万円未満の人	1.95 (13,033円)	新第11段階	合計所得金額が200万円以上250万円未満の人 (国が示す現役並み所得者の年金所得額220万円)	1,840人	1.85 (11,925円) 【892円】	1.65 (11,200円) 【167円】
第12段階		合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	2.25 (15,041円)	新第12段階	合計所得金額が250万円以上350万円未満の人	1,883人	2.25 (14,500円) 【1,467円】	1.95 (13,233円) 【200円】
第13段階		合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	2.60 (17,383円)	新第13段階	合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	1,048人	2.65 (17,075円) 【2,034円】	2.25 (15,266円) 【225円】
第14段階		合計所得金額が700万円以上900万円未満の人	2.70 (18,050円)	新第14段階	合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	416人	3.15 (20,291円) 【2,908円】	2.60 (17,641円) 【258円】
第15段階		合計所得金額が900万円以上	2.80 (18,716円)	新第15段階	合計所得金額が700万円以上900万円未満の人	190人	3.40 (21,908円) 【3,858円】	2.70 (18,316円) 【266円】
				新第16段階	合計所得金額が900万円以上1,500万円未満の人	225人	3.65 (23,516円) 【4,800円】	2.80 (19,000円) 【284円】
			新第17段階	合計所得金額が1,500万円以上の人	185人	3.80 (24,483円) 【5,767円】		

※課税年金収入等：課税年金収入及びその他の合計所得金額の合計額